

鳥取県告示第 988 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町清水字太田123、616から622まで、623の1、623の2、624の1、625、626、字西谷168の2、170から172まで、573から582まで、599から605まで、字白髪谷222、224、224の1、225、226、519、520、520の1、521から527まで、529から533まで、字中尾223、467の1、468、469、470の1、472、字横岩227、229から231まで、499から509まで、字大場304の1、306、307、459、459の1、460、460の1、461の1、462の1、463、464、465の1、466、字ドウゴ岩324、326、329、字銘々谷354、354の1、355から357まで、357の1、358、359の1、361から363まで、364の1、365、字精進岩366から370まで、370の1、371から373まで、373の1、374から379まで、字大谷380から391まで、396から401まで、405から409まで、字高平402の1、403、404、410から417まで、字オノ尾392から395まで、426、426の1、427から434まで、字蛇谷418から425まで、字七廻り435から458まで、字小谷474から480まで、字柳坂481、483から489まで、字中ノ尾490から494まで、497、498、字蛛ガナル510から518まで、518の1、字滝ノ方534から536まで、538、字菅谷540、553から556まで、字ヒヨドリ尾543から545まで、547から551まで、字方山546、583から598まで、字南土居552の1、558、国府町菅野字坂畑75の26、75の28から75の30まで、字本谷76の6、国府町新井字桜谷316、321、321の1、323、字大平329、字向山343の1、343の6、国府町荒舟字池ノ谷399、字池ノ谷奥蛇抜谷647の1、647の2、647の4

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町奥谷字於以茂谷1、1の1、字牛飼場2、3の1、3の2、4の1、4の2、5、6、字山田7、8、国府町上荒舟字学院平432、437、国府町中河原字太田442、444、445、446の1から446の3まで、字中土居449の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町屋字ロヲツ谷433、434、434の1、570の1、字甌山571の1、571の7、国府町上地字堂面505の1、505の2、字上新田646の1、646の3、646の4、646の6、894の3、字ヲロ谷河原747の9、字子太ヶ田776の7、字森谷848、字大平ル909の1、912

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)